協力会社自主パトロール時の確認事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2020年5月1日改定版

工事名　：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　パトロール実施日：　　　　年　　　　月　　　　日　　協力業者名　　　　　　　　　　　パトロール実施者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認内容 | 確認結果 |
| 自主パトロールチェックリスト | ・現業部門指定のチェックリストで記入したか | 良　　否　　[　　　　　　　　　　　　　　　　　　　] |
| グリーンファイル | ・請負業者編成表及び再下請負通知書が現状に合致しているか | 良　　否　　[　　　　　　　　　　　　　　　　　　　] |
| ・作業員名簿に漏れがなく健康診断の記録等最新になっているか | 良　　否　　[　　　　　　　　　　　　　　　　　　　] |
| 高所作業時の安全確保  （足場・作業構台等） | ・本日の作業範囲・箇所が明確になっているか | 良　　否　　[　　　　　　　　　　　　　　　　　　　] |
| ・始業点検が確実にされているか（職長・作業主任者等） | 良　　否　　[　　　　　　　　　　　　　　　　　　　] |
| ・作業終了時の確認を行っているか（作業場所の異常について） | 良　　否　　[　　　　　　　　　　　　　　　　　　　] |
| 職長及び作業主任者の職務について | ・職長（安全衛生責任者）は別紙職務を認識し実行しているか | 良　　否　　[　　　　　　　　　　　　　　　　　　　] |
| ・作業主任者は職務を認識し実行しているか |  |
| 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 | 無　　良　　否　　[　　　　　　　　　　　　　　　] |
| 型枠支保工組立て等作業主任者 | 無　　良　　否　　[　　　　　　　　　　　　　　　] |
| 足場の組立て等作業主任者 | 無　　良　　否　　[　　　　　　　　　　　　　　　] |
| 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 | 無　　良　　否　　[　　　　　　　　　　　　　　　] |
| [　　　　　　　　　　　　　　　　　　　]作業主任者 | 無　　良　　否　　[　　　　　　　　　　　　　　　] |
| [　　　　　　　　　　　　　　　　　　　]作業主任者 | 無　　良　　否　　[　　　　　　　　　　　　　　　] |
| 作業所コメント |  | |

※作業主任者の職務

　　　１）作業の直接指揮　　２）使用する機械等の点検　　３）機械等に異常を認めたときの必要な措置

作業所

安全担当

　　　４）安全装置等の使用状況の監視　　　　　　等

**※協力会社自主パトロール実施終了後現場事務所にご提出下さい。尚、必要に応じてコピーをお持ち帰り下さい。**

**現場事務所では、建築工事（協力業者自主パトロールチェックリスト）、**

**土木工事（㈱本間組協力会社自主パトロールリスト）と一緒にファイリングをお願いします。**

**安全品質環境部及び各支店安全担当者のパトロール時に実施状況を確認します。**

職長の職務（自社の作業指揮・監督）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別　紙　１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職務 | 項目 | 内容 |
| ①　作業方法の決定及び作業員の配置 | ●作業手順を正しく定める | * 安全、効率良く作業が出来るように作業の手順と急所を定め、定期に見直しを行うこと。 |
| ●作業員を適正に配置する | * 作業の条件、内容に対し、部下の労働能力、知識、経験、体力、資格等を生かし、仕事が最も順調に進むように作業割り当てをすること。 |
| ②　作業の監督・指示 | ●作業者に対して監督・指示をする | * 作業開始を指示し、作業中は指示どおりに作業が行われているかを監視するとともに、不安全行動を発見したときは是正指導をすること。 |
| ③　作業員の指導・教育 | ●作業者に対して教育指導を行う | * 安全で、正しい作業を行えるように、必要な知識、技能を身につけさせ、やる気を起こさせるように教育指導を行うこと。 |
| ④　作業設備、作業場所の点検・保守管理 | ●安全衛生点検を繰り返し実施する | * 機械設備、環境等については、始業前、定期に点検を実施し基準からはずれた「異常な状態」を早期に発見して是正すること。 |
| ⑤　作業方法の改善 | ●作業方法を改善する | * 常に問題意識を持ち、問題を見つけたら改善をすること。 |
| ●環境の改善・保持に努める | * 常に5Sを心がけ、快適な環境で作業が行えるように作業環境改善を行い、作業者の健康管理と職業性疾病対策を行うこと。 |
| ●創意工夫を引き出す | * 例えば、ヒヤリハット報告、改善提案制度といった諸活動をとおして、作業者から作業方法、作業環境改善等の提案や工夫を出させること。 |
| ⑥　作業者の安全意識の高揚 | ●作業者の安全意識の高揚に努める | * 労働災害の防止を図るためには、作業者全員が労働災害防止についての安全意識を高めるための安全活動を計画・継続的に行うこと。 |
| ⑦　リスクアセスメントの実施 | ●危険性及び有害性を調査し、対策を実施する | * 事前に、使用する機械設備や作業方法等の危険性又は有害性を調査し、その結果にもとづき改善措置を決定し作業計画、作業手順を定める。 |
| ⑧　異常時、災害発生時における措置 | ●異常時の措置は適切に行う | * 現場の異常事態を早期に発見し適切な措置をとるとともに、同種・類似の異常が発生しないように再発防止対策を講じること。 |
| ●災害発生時の措置は適切に行う | * 災害発生時は、まず被災者を救出し、二次災害防止の措置を講じた後、必ず元請職員へ連絡し、同種災害防止のため、災害調査及び原因分析を行い安全対策を講じること。 |

安全衛生責任者の職務（安全衛生業務【連絡・調整】・事業者代行）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別　紙　２

|  |  |
| --- | --- |
| 職務 | 内容 |
| ①　統括安全衛生責任者（元請）との連絡 | ●新たに作業に従事することとなった労働者についての、法廷資格及び特別教育、職長教育、健康診断の実施の有無等について報告を行い、新規入場時教育を実施し報告する |
| ②　統括安全衛生責任者（元請）から受けた事項の実施と関係者への連絡 | ●統括安全衛生責任者との打合せ・指示を受けた事項を、自社に報告する |
| ●統括安全衛生責任者との打合せ・指示を受けた事項を職長及び作業者に指示、命令する |
| ③　統括安全衛生責任者からの連絡事項のうち、自社に係るものの実施についての管理 | ●自社の作業場所や作業範囲の管理や、墜転落災害防止、重機災害防止、健康障害防止等の措置を順守するように管理する |
| ④　自社の作業計画と元請が作成する工事計画との整合性を図るための調整 | ●車両系建設機械、移動式クレーン、高所作業車等を使用する作業等については、事前に作成した作業計画を元方事業者の計画と機械設備の配置、作業方法とを調整したうえで作業に着手する（ずい道等掘削作業、車両系荷役運搬機械等の作業、鋼橋架設等の作業、コンクリート橋架設等の作業についても同じ） |
| ⑤　混在作業によって生ずる労働災害にかかる危険の有無の確認 | ●混在作業において、危険がある事を確認した場合には、統括安全衛生責任者に連絡すること等により、的確に対応する |
| ⑥　配下の専門工事会社（再下請先）の安全衛生責任者との連絡調整 | ●請負関係が重層的（２，３次…）になっている場合は、それぞれの請負系列（例えば１次⇔２次、２次⇔３次）において先次と後次の請負事業者との間で連絡調整を行う |

